職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月25日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第1号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後			
(試験の程度)	(試験の程度)			
第10条の2 採用試験により判定する知識等の程度は、職員	第10条の2 採用試験により判定する知識等の程度は、職員			
採用 I 種試験については学校教育法(昭和22年法律第26号	採用 I 種試験については学校教育法(昭和22年法律第26号			
) <u>第55条</u> に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の) <u>第87条</u> に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の			
程度、職員採用Ⅱ種試験については主として同法 <u>第69条の</u>	程度、職員採用Ⅱ種試験については主として同法 <u>第108条</u> に			
<u>2</u> に規定する短期大学(以下「短期大学」という。)又は	規定する短期大学(以下「短期大学」という。)又は同法			
同法 <u>第70条の4</u> に規定する高等専門学校(以下「高等専門	第117条に規定する高等専門学校(以下「高等専門学校」と			
学校」という。)卒業の程度、職員採用Ⅲ種試験及び警察	いう。)卒業の程度、職員採用Ⅲ種試験及び警察官採用試			
官採用試験については同法 <u>第46条</u> に規定する高等学校(以	験については同法 <u>第56条</u> に規定する高等学校(以下「高等			
下「高等学校」という。)卒業の程度とする。ただし、別	学校」という。) 卒業の程度とする。ただし、別表第2の			
表第2の職種区分欄に掲げる警察官Aの警察官採用試験に	職種区分欄に掲げる警察官Aの警察官採用試験については			
ついては、当該試験の一部を大学卒業の程度とすることが	、当該試験の一部を大学卒業の程度とすることができる。			
できる。				
2 [略]	2 [略]			
備老 改正郊公け 下線の郊公である				

備考 改正部分は、下線の部分である。

(農林漁業普及指導手当に関する規則の一部改正)

第2条 農林漁業普及指導手当に関する規則(昭和39年岩手県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後			
(支給範囲)	(支給範囲)			
第2条 条例第41条の3第1項の人事委員会規則で定めるも	第2条 条例第41条の3第1項の人事委員会規則で定めるも			
のは、常勤の職員であって、次に掲げるもので次条に規定	のは、常勤の職員であって、次に掲げるもので次条に規定			
する要件を満たしているものとする。	する要件を満たしているものとする。			
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]			

- (3) 水産業関係にあっては、次のいずれかに該当する者 ア [略]
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同 法<u>第69条の2</u>に規定する大学(以下「短期大学」とい う。)を除く。)又は独立行政法人水産大学校法(平 成11年法律第191号)による独立行政法人水産大学校(独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の 整備等に関する政令(平成12年政令第333号)による改
- (3) 水産業関係にあっては、次のいずれかに該当する者 ア 「略]
 - イ 学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学 (同 法<u>第108条</u>に規定する大学 (以下「短期大学」という。)を除く。)又は独立行政法人水産大学校法 (平成11 年法律第191号) による独立行政法人水産大学校 (独立 行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備 等に関する政令 (平成12年政令第333号) による改正前

正前の農林水産省組織令(平成12年政令第253号)によ る水産大学校及び旧農林水産省組織令(昭和27年政令 第389号) による水産大学校を含む。以下「水産大学校 」という。) において水産業、生物、化学、食品製造 、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関す る正規の課程を修めて卒業した者であって、国若しく は地方公共団体の試験研究機関、試験研究に関する業 務を行う独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11 年法律第103号) 第2条第1項に規定する独立行政法人 をいう。以下同じ。) 若しくは地方独立行政法人(地 方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) 、別に定める試験研究機関、学校教育法による大学、 水産大学校若しくは別に定める教育機関において水産 業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間、普 及指導員(従前の専門技術員又は改良普及員を含む。) として水産業に関する技術についての普及指導に従 事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近 15年のうち12年以上に達するもの

lb年の c ウ 「略]

の農林水産省組織令(平成12年政令第253号)による水 産大学校及び旧農林水産省組織令(昭和27年政令第389 号)による水産大学校を含む。以下「水産大学校」と いう。)において水産業、生物、化学、食品製造、機 械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正 規の課程を修めて卒業した者であって、国若しくは地 方公共団体の試験研究機関、試験研究に関する業務を 行う独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法 律第103号) 第2条第1項に規定する独立行政法人をい う。以下同じ。) 若しくは地方独立行政法人(地方独 立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に 規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、別 に定める試験研究機関、学校教育法による大学、水産 大学校若しくは別に定める教育機関において水産業に 関する試験研究若しくは教育に従事した期間、普及指 導員(従前の専門技術員又は改良普及員を含む。)と して水産業に関する技術についての普及指導に従事し た期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近15年 のうち12年以上に達するもの

ウ「略〕

備考 改正部分は、下線の部分である。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第3条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年岩手県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

	改正前			改正後										
別	別表第3 学歴免許等資格区分表(第5条関係)		別表第3 学歴免許等資格区分表(第5条関係)			(第5条関係)								
	学歴免許等の区分		24 FF 12 -tr 1515 0 1/15 to 14		学歴免許等の資格					学歴	を免 許	等の区分	学展名 計算の次数	
	基準学歴区分	学歴区分		基準学歴					区分	学歴区分	学歴免許等の資格			
	1 大学卒	[略]				1 大学	卒	[略]						
		(4) 大学	ア 学校教育法によ					(4) 大学	ア 学校教育法によ					
		6 卒	る大学の医学若し					6 卒	る大学の医学若し					
			くは歯学に関する						くは歯学に関する					
			学科 (同法 <u>第 53 条</u>						学科 (同法 <u>第 85 条</u>					
			<u>ただし書</u> に規定す						<u>ただし書</u> に規定す					
			る学部以外の教育						る学部以外の教育					
			研究上の基本とな						研究上の基本とな					
			る組織を置く場合						る組織を置く場合					
			における相当の組						における相当の組					
			織を含む。以下同						織を含む。以下同					
			じ。)又は獣医学						じ。)又は獣医学					
			に関する学科(修						に関する学科(修					
	1	1	1			1		i e						

		業年限6年のもの
		に限る。)の卒業
		イ [略]
	[略]	
「略]	•	

備考 この表の「准看護師学校」<u>及び「准看護師養成所</u> <u>」は、それぞれ</u>改正前の保健婦助産婦看護婦法によ る准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

		業年限6年のもの
		に限る。)の卒業
		イ [略]
	[略]	
[略]		

備考 この表の「特別支援学校」には学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には改正前の同法による准看護婦養成所を含むものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。